

別表(第4条、第5条、第11条関係)

(1) 自家消費型太陽光発電設備(事業者向け)

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	町内の事業所等(住宅兼店舗含む)に太陽光発電設備を設置する者(PPA及びリースによるものを除く)	
補助対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国実施要領」という。)別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されていること。</li> <li>3 山都町内に設置されるものであること。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>	
補助金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 5万円/kwとする。</li> </ol> <p>※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkw単位で小数点以下を切り捨てた値に、1kw当たり5万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 補助金額の上限額を1件あたり100万円とする。</li> </ol>	
補助申請書	様式	山都町事業所向け再エネ導入事業(重点対策加速化事業)費補助金交付申請書(様式第1号)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<p>ア 申請者の確認書類 (法人)登記事項証明書の写し (個人事業者)営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等</p> <p>イ 事業計画書(様式第2号)</p> <p>ウ 補助対象設備により発電する電力の消費量計算書(事業者用)(様式第3号)</p> <p>エ 同意誓約書(様式第4号)</p> <p>オ 見積書(補助対象事業費の内訳が確認できるもの)</p> <p>カ 導入予定設備の概要がわかる書類(カタログ等)</p> <p>キ 機器配置図(太陽光パネル・蓄電池)</p> <p>ク 工事着工前の現況写真</p> <p>ケ 設置場所の案内図</p> <p>コ (代理人が申請する場合)委任状</p> <p>サ その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告書	様式	山都町事業所向け再エネ導入事業(重点対策加速化事業)費補助金実績報告書(様式第13号)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月10日まで
	添付書類	<p>ア 事業報告書(実績)(様式第14号)</p> <p>イ 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>ウ 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類</p> <p>エ 補助対象設備の施工後の状況を記録した写真</p> <p>オ 補助対象設備の設置状況を記録した写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)</p> <p>カ 電力会社の系統との接続契約書の写し</p> <p>キ (余剰電力を売電する場合)売買契約書の写し</p> <p>ク (蓄電池を設置する場合)太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類</p> <p>ケ 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの</p>
その他交付要件	<p>・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。</p>	

(2) 蓄電池((1)の付帯設備であること)

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	町内の事業所等(住宅兼店舗含む)に蓄電池を設置する者(PPA及びリースによるものを除く)	
補助対象事業	<p>(1)の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>※蓄電池のみの設置は対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 山都町内に設置されるものであること。</li> <li>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> </ol>	
補助金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 蓄電池の価格の1/3(1,000円未満切り捨て)ただし、次の価格の1/3を上限とする。                      ※4,800Ah・セル未満の蓄電池の場合 141,000円/kwh(工事費込み・税抜き)                      ※4,800Ah・セル以上の蓄電池の場合 160,000円/kwh(工事費込み・税抜き)</li> <li>2 補助金額の上限額を1件あたり100万円とする。</li> </ol>	
補助申請書	様式	山都町事業所向け再エネ導入事業(重点対策加速化事業)費補助金交付申請書(様式第1号)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<p>ア 見積書(補助対象事業費の内訳が確認できるもの)</p> <p>イ 蓄電池の仕様が分かる資料</p> <p>ウ その他町長が必要と認める書類</p>
	様式	山都町事業所向け再エネ導入事業(重点対策加速化事業)費補助金実績報告書(様式第13号)

実績報告書	提出期限  添付書類	交付申請をした日の属する年度の2月10日まで  ア 事業報告書(実績)(様式第14号) イ 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ウ 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類 エ 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 オ 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの) カ 電力会社の系統との接続契約書の写し キ (余剰電力を売電する場合)売買契約書の写し ク 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類 ケ 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
その他交付要件		・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。